

○警察安全相談に係る業務に従事する警察職員の選任等に関する要綱

平成17年11月16日

山口警県第382号

(目的)

第1条 この要綱は、山口県警察の警察安全相談に関する訓令（平成12年山口県警察本部訓令第19号）第9条第2項の規定に基づき、警察安全相談に係る業務に従事する警察職員（以下「相談職員」という。）の選任等について必要な事項を定めるものとする。

(選任基準)

第2条 相談職員は、警察実務に関する専門的な知識及び技能を有し、かつ、優れた実務能力を有すると認められる警部補の階級にある警察官の中から選任するものとする。

(指名)

第3条 相談職員は、警察本部長が指名するものとする。

(選任期間等)

第4条 相談職員の選任期間は、原則として3年とする。ただし、継続して選任する必要がある場合又は相談職員が継続して選任させることを希望する場合は、選任期間を延長することができる。

2 他の所属において相談職員に選任されていた者が人事異動等で所属が変わったときは、引き続き選任されないものとする。ただし、当該相談職員が選任されることを希望している場合は、この限りでない。

(登用)

第5条 警務部警察県民課長は、選任期間中優良な成績を収めた相談職員がその選任期間を満了したときは、その者が希望する部門への登用を図るため、警務部警務課長と協議し、その結果を警察本部長に上申するものとする。